

1934 年帝国所得税法における 社会政策的租税制度

高橋 典子

はじめに

ナチス期ドイツにおいて制定された所得税法は、ナチス政府の指針を色濃くあらわした税法であるといえる。ナチスの所得税政策では、所得や家族事情が考慮され、所得額や配偶者の有無、子女の数に応じて租税負担が軽減される一方、独身者や特定所得以上の者への負担が増加されることによって、従来の所得税収との均衡がはかられた。またこれまで所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者との間にあった税額における不均衡を是正することにより、民族共同体内部における社会的公平といった社会政策的配慮を行うようになる。こうした所得税政策には、ナチスの人種主義による人口・家族政策や、失業対策としての財政政策、ドイツ経済等が密接に反映されたものとなっている。

ナチス期の税制についての近年の研究では大島通義やSchauer、Voßが挙げられる。¹大島においてナチス期の所得税制は軍事財政政策の中の一つとして位置づけられている。またSchauer、Voßにおいては、所得税制は民族共同体を実現するための権力政治の手段であり、ナチスの宣伝や経済・財政政策、人口政策のあらわれであると考えられている。

19 世紀半ば以降ドイツは、租税政策の中に社会政策的意義を認めてきた。例えば 19 世紀後半のドイツ経済学者であったアドルフ・ヴァグナー（Adolph Heinrich Gotthilf Wagner, 1835-1917）は、「社会的財政・租税政策」を提唱し、当時の資本家と労働者、ユンカーといった階級対立の状況の中で、それまでの自由主義経済政策に対して、国家の経済に対する積極的な介入を認め、また租税政策においては所得分配の不公平を是正するという、国家による社会政策を主張した。第二帝政期・ヴァイマル期には租税負担の公平化への要請から、所得税政策においても累進税率の採用や消費による所得課税といった社会政策的な要素があらわれるようになる。こうした流れの中で、ナチス期の所得税制に

においても、労働者層と市民層との間の租税負担における格差を無くすことによって階級に分断されていたドイツ国民を民族共同体へ統合することが試みられた。これには再軍備政策の一環という面があるものの、ドイツ国民の租税負担の公平化という社会政策的側面が見受けられる。先行研究において所得税制は、ナチスの権力政治の手段としてや、経済・財政政策といった観点から捉えられているが、本稿ではこれをドイツ国民の租税負担における公平化という点に焦点を当て、社会政策的な側面から明らかにする。

1. 新所得税法成立前

1929年にアメリカに端を発した世界恐慌以降、恐慌の波はドイツにまで広がった。こうしてドイツ経済は不況に陥り、失業者が増加した。1930年代には歳入不足補填のため、度々増税が行われる。²1930年7月26日には「財政経済及び社会上の危機除去に関する大統領令」³により、1930年度限りの増税が行われた。ここにおいて「8,000RMを超える所得に対する所得税付加税」が定められ、1929年暦年または同年中に終了する一租税期間に対して、査定を受けた所得税納税義務者からその5%を付加徴収するものとされた。また「独身者所得税付加税」においても、独身者所得税納税義務者に対し、1931年3月31日までの期間に対し付加課税するものとされた。同年12月1日の「経済財政安定のための第一次大統領令」⁴において制定された「所得税付加税」は、8,000RMを超える所得に対する所得税付加税、独身者所得税付加税、監査役付加税から成っていたが、前2者は前記1930年7月26日「財政経済及び社会上の危機除去に関する大統領令」に定められたものと同様であり、その相違は1930年暦年に終了する租税期間に査定された所得税を基準とした点であった。また「監査役付加税」とは、定められた納税義務者の中で、株式会社、株式合資会社、有限責任会社、組合及びその他の私法・公法上の資本団体並びに人的結合等の監査役であり、企業者と見なされない者が納税義務者と見なされた。1931年6月5日には「経済財政安定のための第二次大統領令」⁵が発せられ、「危機税」の新設がなされた。危機税は失業救済費関係において生じる不足額を補填するものであり、事実上は所得税の付加税であった。ここでは賃金及び俸給受領者の危機税として危機労賃税が、所得税の一般査定を受けている納税義務者の危機税として査定所得税納付者の危機税が定められ、前者は月収を基準に、後者は年収を基準に、それぞれその税率が定められた。また1932年6月14日「失業救

済及び社会保険の維持並びに市町村福利負担軽減措置に関する大統領令」⁶により、「失業救済課金」⁷の新設、危機税の改正が行われる。賃金及び俸給受領者は失業救済課金の納税義務者と定められた。危機税の改正では、失業救済課金の新設に伴い危機労賃税が廃止され、査定所得危機税については増税された。

ヒトラーが政権についた 1933 年 1 月末には、失業率は 30%を上回っており、こうした高失業状態の解消は大きな課題であった。1933 年春には、四年以内に農民を窮乏から救い、失業を最終的に克服するという「四ヵ年計画」が布告された。また同年 6 月 1 日に制定された「第一次失業減少法」⁸では、労働力需要の拡大のために 10 億マルクの公共投資が行われた。同時に結婚資金貸付制度により、この適用を受ける女性の結婚後の就労断念を条件として、結婚資金を無利子で貸付けるという制度が創設された。この制度はナチスの人口政策的側面を持っていたが、同時にまた家事労働を奨励することによって女性労働力を労働市場から排除し、男性失業者に労働の場を提供して失業者を減少させることも目的とされた。また従来の特異者所得税付加税が廃止される代わりに、「婚姻奨励課金」⁹が新設され、これらは結婚貸付金の基金とされた。しかし結婚した時点でこの婚姻奨励課金は免除された。ところでこの失業減少法においては特別支出における家政婦に対する減税も実施された。既に 1933 年 5 月 12 日の法律により家政婦は失業保険料が免除され、また 1933 年 5 月 16 日の指令により家政婦の廃疾保険料の軽減がなされていたが、¹⁰ この失業減少法により家政婦は失業救済課金においても免除され、更に所得課税において未成年の子女と同等に置かれ軽減された。

1933 年 12 月 21 日には「1933 年の所得課税に関する法律」¹¹により、1933 年暦年に終了する租税期間に対して、所得税及び危機税、8,000RMを超える所得に対する所得税付加税、特異者所得税付加税が統一されて一つの税額表にまとめられた。またこの法律において雇主である納税義務者に家政婦一人につき月額 50RMの控除が許容されることが定められた。1934 年 3 月 24 日「購買力維持及び増進法」においては「失業救済課金の軽減に関する法律」¹²が制定された。これにより、3 人以上の子女を有する納税義務のある被用者は所得額に関わらず失業救済課金が免除され、また 1 人か 2 人の子女を有する納税義務のある被用者については、その賃金及び俸給が月収 500RMを越えない場合に限り免除された。更に月収 100RM未満の賃金・俸給受領者である納税義務者については、未婚、既婚を問わず失業救済課金が免除された。

2. 1934 年帝国所得税法制定

1934 年 10 月 16 日の帝国所得税法¹³ は、1925 年の帝国所得税法¹⁴ を範として大蔵次官フリッツ・ラインハルト等により制定された。1934 年所得税法では、「租税法の簡易化や社会政策及び経済政策の考慮、人口政策の強調、国民全体の租税負担の軽減」¹⁵ 等が指針として示された。従来の所得課税においては本税の他に 8,000RM 以上の所得者に対する所得税付加税、監査役付加税、危機税、失業救済課金、婚姻奨励課金があり複雑化していたが、1934 年の新所得税法により廃止され、これらが総て一つの新しい所得税にまとめられた。またこれまで「全体の利益は個人の利益の上にある」というナチスの原則に従い、有職者の犠牲において失業者を救済する¹⁶ という考えから、失業救済課金は勤労所得税納税義務者のみから徴収されていた。しかしこれはそれ以外の所得税納税義務者に課されていた低い危機税と相対するものであった。1934 年所得税法改正によりこうした税の徴収はあらゆる所得税納税義務者に拡大された。そしてこのような措置は、民族共同体や社会的公平という考えに一致¹⁷ した。

新所得税法¹⁸ によると、納税義務者が個人か法人であるかによって一般所得税と法人所得税とに分けられ、また納税義務者が国内にあるか国外にあるかによって無制限納税義務者と制限納税義務者に分けられた。

ところで所得というのは収入から経費及び特別支出が控除されたものを指した。また経費とは、収入と経済的關係にある債務利子や保険料、職業団体への納付金、住居と職場間の交通費、労働用具費等を指し、特別支出とは、家政婦一人につき月額 50RM の控除や収入獲得のための経費に属さない債務利子、教会税、納税義務者自身・妻子女等のための保険料等と規定された。また納税義務者が申告に基づく所得額以上の消費を行い、消費額が 10,000RM を超える場合には消費による課税が行われた。

3. 低所得層における租税負担軽減

1934 年時点における所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者の所得階層としては、1,500RM 以上 3,000RM 未満の納税者数が 35%、1,500RM 以下の納税者数が 28% と、低所得層が全体の 63% を占めていた。また所得階層が 50,000RM 以上 100,000RM 未満及び 100,000RM 以上である高所得層は全体の 0.4% であった。¹⁹

1934 年税制改革においては、社会政策的観点より最低所得層の負担軽減がなされた。年間所得 560RM までの所得税納税義務者及び月収 80RM までの勤労所得税納税義務者については課税が免除され、月収 125RM までの低所得勤労所得税納税義務者における課税については軽減された。勤労所得税納税義務者の新税額は、殆ど総ての独身者と月収 1,000RM 以下である所得の妻帯者、子女を有する妻帯者において軽減された。これは婚姻奨励課金や失業救済課金が所得税の税額の中に組み込まれ、これまで徴収されていなかった所得税納税義務者にも適用されたからである。

また低所得層以上では、年間所得 1,425RM までの独身者と年間所得 1,725RM までの妻帯者については所得税において変化は無かった。1 人の子女を有する年間所得 5,750RM までの既婚者や 2 人の子女を有する年間所得 28,500RM までの既婚者、また 3 人以上の子女を有する特定所得までの既婚者においてはこれまでと反対に税軽減がなされた。更にあらゆる他の所得税納税義務者、即ち年間所得 1,425RM 以上の独身者、年間所得 1,725RM 以上の妻帯者、年間所得 5,750RM 以上の 1 人の子女を有する既婚者、年間所得 28,500RM 以上の 2 人の子女を有する既婚者、年間所得 100,000RM 以上の 3 人以上の子女を有する既婚者に対しては租税負担の増加がなされた。²⁰

このような特定所得以上の独身者や妻帯者、子女を有する既婚者への負担増加は、子女を有する既婚者に対する税軽減による租税収入の減少を均衡化させるために必要なものであった。それと同時に低所得層と高所得層での不均衡な所得の再分配を行うものでもあった。このように、1934 年所得税法改正には人口政策的・財政政策的配慮は勿論のこと、低所得層と高所得層との間における社会的公平という考えが反映されたものでもあった。

4. 子女控除における社会的公平

従来は所得税納税義務者に対しては、年間所得が 720RM 以上である場合には家計に属する未成年の各子女一人に対し全所得額の 8% を控除した残額に課税がなされた。しかし子女一人につき控除額は 600RM を超えてはならず、また年間所得 8,000RM 以上の所得者には適用されなかった。勤労所得税納税義務者に対しては、同様に 10% が控除された。しかし各子女一人につき控除額は 800RM を超えてはならなかった。これに対して新所得税法では、所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者とが同率にされ、更に税率と限界が引き上げられ

た。(表 1 参照)

表 1: 所得税旧法及び新法における子女控除額比較²¹

子女控除 (子女の数)	旧			新		
	所得中の 割合 (%)	最低額 (RM)	最高額 (RM)	所得中の 割合 (%)	最低額 (RM)	最高額 (RM)
1	8-10	100-120	600-800	15	240	1,000
2	16-20	280-360	1,200-1,600	35	540	2,200
3	24-30	640-840	1,800-2,400	55	1,080	4,800
4	32-40	1,180-1,560	2,400-3,200	75	1,800	6,200
5	40-50	1,900-2,520	3,000-4,000	95	3,000	7,600
6	48-60	2,620-3,480	3,600-4,800	100	-	9,000

子女控除による税額を 1934 年所得税法税額表で実際に見ていくと、例えば 3,000RM の所得のもとでは、独身者は税額 420RM、2 人の子女のいる既婚者は 120RM、5 人の子女のいる既婚者では税が免除された。しかし更に高い所得のもとではこの相違は僅かではなかった。例えば 20,000RM の所得のもとでは、独身者の税額は 5,376RM でほぼ 27%、2 人の子女を持つ既婚者は 2,796RM で 14%、5 人の子女を有する既婚者では 1,672RM で 8% に達した。また 100,000RM の所得では 5 人の子女を持つ既婚者の税額は独身者に対して所得の 20% も優遇されていた。²² このように人口政策的観点や、或いは子女の扶養には独身者よりも費用がかかるという社会政策的配慮により、既婚者や子女を有する納税義務者が優遇される一方で、独身者は所得税負担が増加した。そして高い所得階層になる程、独身者への課税は増加した。

また納税義務者が申告に基づく所得額以上の消費を行い、消費額が 10,000RM を超える場合には消費による課税が行われるが、納税義務者が子女を有する場合には子女一人につきそれぞれ 2,000RM までその限界が高められた。従来は子女を有するか否かに関わらず、各納税義務者に対して一律 15,000RM を限界と規定されていた。こうした消費における控除においても従来以上に配偶者や子女が考慮に入れられるようになった。

このように 1934 年所得税法においては子女控除が加重される一方、従来の税収入を維持するために、独身者や妻帯者、一定所得以上の 1～2 人の子女を有する既婚者の負担が増加した。こうした子女控除の増額はナチスの人口・家族

政策的な要素があった。またこれまでの所得税においては家族事情が十分に考慮されているとはいえなかった。1934 年所得税法は配偶者や子女の数による負担軽減といった家族事情の考慮により、社会政策的配慮を行うものでもあった。

5. 所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者における租税負担

1934 年所得税法では社会的公平という考え方が考慮された。従って所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者の課税における従来の差異は取り除かれた。
(表 2 参照)

表 2: 年間税額新旧比較²³

年間所得 (RM)	旧 新	年間税額 (RM)							
		独身者		妻帯者		1 人の子女を有する既婚者		2 人の子女を有する既婚者	
		勤労所得税納税義務者	所得税納税義務者	勤労所得税納税義務者	所得税納税義務者	勤労所得税納税義務者	所得税納税義務者	勤労所得税納税義務者	所得税納税義務者
1,500	旧	82	63	35	26	-	19	-	13
	新	<u>66</u>	65	<u>25</u>	<u>26</u>	-	-	-	-
3,000	旧	345	264	201	148	108	134	94	121
	新	359	360	<u>172</u>	178	131	138	<u>94</u>	<u>101</u>
6,000	旧	1,008	829	624	481	348	441	300	401
	新	<u>942</u>	928	<u>562</u>	565	431	<u>418</u>	312	<u>316</u>
12,000	旧	2,440	2,042	1,770	1,355	1,452	1,276	1,344	1,197
	新	<u>2,416</u>	2,416	<u>1,510</u>	1,510	<u>1,330</u>	1,330	<u>1,135</u>	<u>1,135</u>
25,000	旧	7,334	5,897	5,875	4,490	5,227	4,332	5,017	4,175
	新	7,648	7,648	<u>4,780</u>	4,780	<u>4,480</u>	4,480	<u>4,120</u>	<u>4,120</u>
50,000	旧	18,825	15,575	16,031	12,854	14,987	12,634	14,693	12,413
	新	21,568	21,568	<u>13,480</u>	13,480	<u>13,130</u>	13,130	<u>12,710</u>	12,710
80,000	旧	33,900	28,700	29,706	24,479	28,112	24,259	27,818	24,038
	新	40,000	40,000	<u>25,480</u>	25,480	<u>25,080</u>	25,080	<u>24,600</u>	24,600

これまで勤労所得税納税義務者に対して課されていた失業救済課金は、所得税納税義務者に課されていた危機税よりも高いものであり、結果として勤労所得税納税義務者の租税負担は所得税納税義務者の租税負担よりも大きいものとなっていた。従ってこれらの不均衡をなくすために、従来の子供控除における勤労所得税納税義務者への優遇が廃止される一方で、所得税納税義務者におい

ては失業救済課金が課された。²⁴ これにより所得税納税義務者の税額は従来よりも増加し、また勤労所得税納税義務者の税額は所得税納税義務者の税額の水準に見合う程度にまで減額される結果となった。こうして両者の間における租税負担の公平化が促進された。

6. 1934 年帝国所得税法における社会政策的租税制度

1934 年帝国所得税法はラインハルトが当初、税制改革の指針として示したように、租税法の簡易化や社会政策及び経済政策の考慮、人口政策の強調、国民全体の租税負担軽減等の実現に向けられたものであった。そしてその中でもとりわけ失業減少や人口・家族政策といった観点が従来よりも重視されていた。しかしながら配偶者や子女といった家族事情に応じた租税負担は、人口・家族政策であると同時にまた社会政策的意義を持っていたといえる。また低所得層における負担軽減や所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者との間にあった税額における不均衡の是正等が行われたように、高所得者層と低所得者層、市民層と労働者層との均衡化をはかるという社会政策的な所得課税がなされ、ここにドイツ国民の租税負担における公平化があらわれているといえる。ナチス期以前においてもこうした社会政策的配慮は所得税法でもなされていた。特に 19 世紀後半以降の所得税法は財政政策的傾向が強かったものの、所得分配の不公平を是正するという社会政策的な要求をも反映したものとなっていた。しかし 1934 年所得税法では再軍備という目的のために、民族共同体の実現が目指され、その一つ的手段として租税負担におけるドイツ国民の公平化という社会政策的な所得税法が制定されたと考えられる。そして所得税法に見られる人口・家族政策も、他方ではまた租税負担の公平化を促す社会政策的側面も持っていたといえる。このように、1934 年帝国所得税法は、ドイツ国民の民族共同体への編入というナチスの政策方針が強く反映された結果、財政政策や人口・家族政策のみならず、社会政策の一つとしても位置づけられる契機となったのである。

注

- 1 代表的な著作としては以下のものが挙げられる。大島通義『総力戦時代のドイツ再軍備——軍事財政の制度論的考察』同文館、1996; Voß, Reimer: Steuern im Dritten Reich. Vom Recht zum Unrecht unter der Herrschaft des Nationalsozialismus, München 1995; Schauer, Ralf Erich: Die Steuergesetzgebung des Nationalsozialismus als Mittel der Machtpolitik. Vom Steuerrecht zum Steuerwesen, Frankfurt 2003.

- 2 以下では、時子山常三郎「ナチス課税原則と新改正所得税」、野津高次郎『独逸税制発達史』、南利明『ナチス・ドイツの社会と国家』を参照した。
- 3 Reichsgesetzblatt 1930 , S.311.
- 4 Ebenda, S.517.
- 5 Reichsgesetzblatt 1931 , S.279.
- 6 Reichsgesetzblatt 1932 , S.273.
- 7 失業救済課金の課税においては月収 125RM 未満の場合には 1.5%、125RM 以上 300RM 未満の場合には 2.5%、300RM 以上 700RM 未満の場合には最初の 300RM につき 2.5%、300RM を超える部分については 5.75%、700RM 以上 3,000RM 未満の場合には 5.75%、3,000RM 以上の場合には 6.50%の課税がなされた。
- 8 Reichsgesetzblatt 1933 , S.323.
- 9 婚姻奨励課金により勤労所得に対する課税は月収 75RM を超える場合には 2%、500RM を超える場合には 5%、査定所得に対しては年収 750RM を超える場合には 2%、5,500RM を超える場合には 5%に及んだ。
- 10 Reinhardt, Generalangriff gegen die Arbeitslosigkeit, S.489.
- 11 Reichsgesetzblatt 1934 , S.1. この規定については後の所得税法改正により廃止され、1934 年 10 月 16 日の新所得税法に引き継がれた。
- 12 Ebenda, S.237.
- 13 Ebenda, S.1005.
- 14 Reichsgesetzblatt 1925 , S.189.
- 15 Reinhardt, Beurteilung von Tatbeständen nach nationalsozialistischer Weltanschauung, S.1042.
- 16 汐見三郎他著『各国所得税制論』139-140 頁.
- 17 „Die Steuerreform vom 16. Oktober 1934“, S.1636.
- 18 本稿では一般所得税における無制限納税義務者について考える。新所得税法における税額算出方法については、収入から経費及び特別支出を控除した所得に対応する所得税額表により税額を求める。収入総額から控除される最低額として特別支出としての概算額 (Pauschbetrag) 200RM が規定された。この概算額は債務利子、教会税、社会保険や生命保険料、住宅金融金庫の料金等に及ぶ。但しこの特別支出が 200RM を超える場合にはそれ以上の概算額にとって代わられる。債務利子と教会税は最大額において控除可能な特別支出として許容された。また保険料は控除可能な特別支出として許容され、その最大額が別に規定された。勤労所得税額表においては税額が月額で示されている。賃金・俸給額に示される税額は勤労所得税納税義務者の特別支出と経費のための 420RM が考慮されていた。このため同水準の税額において、査定所得は勤労所得より 420RM 低い階級に対応した。また年間勤労所得 8,000RM 以上については所得税額表により税額が算出された。1934 年所得税法における各税額表については Reichsgesetzblatt 1934 , S.1019 以下を参照のこと。
- 19 Schoenbaum, Die braune Revolution, S.355.
- 20 „Zum neuen Einkommensteuertarif“, S.1321.

- 21 „Die Steuerreform vom 16. Oktober 1934“, S.1636. 旧所得税法では勤労所得税納税義務者が所得税納税義務者よりも強い軽減を保持していたが(表1の旧法における、2番目の数字が勤労所得税納税義務者に対応) 新所得税法においてはこれが同率にされた。
- 22 Raab, Die wirtschaftliche Bedeutung der Reichssteuerreform von 1934, S.1408.
- 23 „Die Steuerreform vom 16. Oktober 1934“, S.1637. 12,000RMのグループまではこれまでの480RM、新課税では420RMの勤労所得税における経費と特別支出としての概算額(Pauschbetrag)とが考慮され、これが所得税納税義務者と勤労所得税納税義務者に対する比較根拠とされている。また25,000RMからは生じる差異が僅かなため概算額は考慮に入られていない。従って勤労所得税額表においては、年収1,500RM相当額(月収117-130)における税額が、またこれに対応する所得税額表としては年収1,500RMから420RMを控除した1,080RMに対応する税額により比較されている。下線部は、旧所得税法で見られた勤労所得税額と所得税額における税額の不均衡が、新所得税法により是正されたことを示している。
- 24 Ebenda, S.1636-1638.

参考文献

- Die Steuerreform vom 16. Oktober 1934, in: Die Bank. Monatshefte für Finanz- und Bankwesen, Jg.27 (1934) Heft 45.
- Raab, Friedrich: Die wirtschaftliche Bedeutung der Reichssteuerreform von 1934, in: Der Deutsche Oekonomist, Jg.52 Nr.43.
- Reichsgesetzblatt, Jg.1925-1934.
- Reinhardt, Fritz: Beurteilung von Tatbeständen nach nationalsozialistischer Weltanschauung, in: Reichssteuerblatt 1936, S.1041-1056.
- Reinhardt, Fritz: Der erste Abschnitt der Nationalsozialistischen Steuerreform, in: Reichssteuerblatt 1934, S.1229-1236.
- Reinhardt, Fritz: Die neuen Steuergesetze. Einführung in die neuen Steuergesetze. Übersichten über die wesentlichen Änderungen gegenüber dem bisherigen Recht. Wortlaut der zehn neuen Gesetze, Berlin 1934.
- Reinhardt, Fritz: Generalangriff gegen die Arbeitslosigkeit, in: Reichssteuerblatt 1933, S.485-494.
- Schoenbaum, David: Die braune Revolution. Eine Sozialgeschichte des Dritten Reiches, Köln Berlin 1968.
- Zum neuen Einkommensteuertarif, in: Reichssteuerblatt 1934, S.1321-1323.
- 柏井象雄「独逸及び仏蘭西の所得税」p.139～p.150. 京都帝国大学経済学会『経済論叢 36(3)』1933.
- 柏井象雄「ナチスの所得税政策」p.127～137. 京都帝国大学経済学会『経済論叢 41(3)』1935.
- 三菱経済研究所編『独逸の現行税制と租税政策』三菱経済研究所, 1939.

汐見三郎「英国及び独逸の所得税」p.17～p.30. 京都帝国大学経済学会『経済論叢 49(3)』1939.

汐見三郎他著『各国所得税制論』(財政金融研究会紀要第三卷)有斐閣, 1934.

東大社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』東京大学出版会, 1979.

時子山常三郎「ナチス課税原則と新改正所得税」p.69～87. 早稲田大学政治経済学部『早稲田政治経済学雑誌 40』1935.

野津高次郎『独逸税制発達史』有芳社, 1948.

南利明『ナチス・ドイツの社会と国家——民族共同体の形成と展開』勁草書房, 1989.